



(法令編)

No. 90

7月号

町課 三重県度会
発行 編集 三 重 県 度 会 町 課
編 集 総 務 務

(つづけておくと便利です。)

目次

○度会町条例第十九号

度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

昭和四十三年六月一日

三重県度会町長 浜岡和一

度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

度会町国民健康保険税条例(昭和三十八年度会町条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を課税標準とし、これに第五条の税率」を「に百分の一・一」に改め、同条第二項中「所得税法第五十七条第一項、第二項又は第三項」を「所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項」に改める。

第四条中「を課税標準とし、これに第五条の税率」を「に百分の三一・〇」に改める。

第五条を次のように改める。
(被保険者均等割額)
第五条 第二条の被保険者均等割額は、被保険者一人について四百五十円とする。第五条の次に次の一条を加える。

(世帯別平等割額)

第五条の二 第二条の世帯別平等割額は、一世帯について千三百四十円とする。

第九条第一項中「次項」を「本条」に改める。

第九条の二第一項中「当該年度の納期の数で除して得た額」の下に「(その者の前年度の国民健康保険税の最後の納期の税額に相当する額)」を加える。

第十条の二中「四万円」を、「四万五千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の度会町国民健康保険税条例の規定は、昭和四十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

○度会町条例第二十号

度会町税条例の一部を改正する条例

昭和四十三年六月一日

三重県度会町長 浜岡和一

度会町税条例の一部を改正する条例

度会町税条例(昭和三十七年度会町条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第三号中「二十六万円」を「二十八万円」に改める。

第三十四条の二第一項及び第二項中「社

会保険料控除額」の下に、「小規模企業共済掛金控除額」を加える。

第四十八条第一項中「第六項」を「第五項」に改め同条第二項中「第九項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第八項」を、「第七項」に改め、同条第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

第五十条第二項及び第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

第八十四条の見出しを「(軽自動車税の賦課徴収等の特例)」に改め、同条第一項中「納税義務」の下に「(軽自動車、小型特殊自動車のうち農耕作業用自動車以外のもの又は二輪の小型自動車に対して課する軽自動車税に係るものに限る。以下本条において同じ。)」を加える。

第八十五条 ただし書を次のように改める。

(ただし、第九十一条第一項の規定による標識を交付する場合(原動機付自転車及び小型特殊自動車のうち農耕作業用自動車については、賦課期日後に当該標識を交付する場合に限る。))においては、証紙徴収の方法によって徴収する。)

第八十六条を次のように改める。

(軽自動車税の証紙徴収の手続)

第八十六条 前条ただし書の規定により証紙徴収の方法によって徴収する軽自動車税の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則で定めるところにより次条一項の申告書に納税証紙をはらなければならない。

ただし、当該納税者が納税証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、当

該申告書に納税済印を押すことによつて納税証紙に代るものとする。

第八十六の二を削る。

第九十条第二項中「年度、期別及び税額」を「税額」に改める。

第九十一条第二項中「第八十条第二項但し書及び第八十一条第二号の規定によつて軽自動車税を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者」を「法第四百四十三条若しくは第八十一条第二号又は第八十条第二項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者」に改め同項後段を次のように改める。

軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第四百四十三条若しくは第八十一条第二号又は第八十条第二項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

第九十一条第七項中「所有しないこと」を「所有し若しくは使用しないこと」に改める。

附則第二項を削り、第三項を第十七項とし、第四項を第十八項とし、第五項を第十九項とし、第一項の次に次の十五項を加える。

2 この条例の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、町民税の法人税割に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、その他の部分は昭和二十九年年度分の町税から

適用する。

3 第三十九条の規定は、昭和二十七年以降の年において純損失が生じたため所得税法第三十六条の規定によつて所得税額の還付を受けたものによつて、昭和二十九年年度分から、第四十八条第二項の規定は、昭和二十九年四月一日以降において同条第一項の納期限が到来する分からそれぞれ適用するものとし、同日前にその納期限が到来した法人税額に係る延滞金額については、なお従前の例による。

4 たばこ消費税に関する規定は、昭和二十九年四月一日以降小売人又は国内消費用途として直接消費者に売り渡された製造たばこによつて適用する。

5 昭和二十八年度以前の町税（町民税の法人税割にあつては昭和二十九年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分）については、なお従前の例による。

（個人の町民税の配当控除）

6 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第十項に規定する配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三十四条の三から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

7 宅地等に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る

前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）をこえる場合には、当該宅地調整固定資産税額とする。

上 昇 率

三倍未満 一・一
三倍以上八倍未満 一・二
八倍以上 一・三

（農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

8 農地に係る昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の額は、当分の間、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る昭和三十八年度分の課税標準額をその当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）をこえる場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

9 附則第七項及び第十三項の「宅地等」とは法附則第二十九項第二号に、附則第七項及び第十三項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは法附則第三十二項から第三十七項まで及び法附則第四十項に、附則第七項の「上昇率」とは、法附則第二十九項第六号に規定するところにより、前項及び附則第十三項の「農地」とは法附則第二十九項第一号に、前項及び附則第十三項の「昭和三十八年度分の

課税標準額」とは法附則第三十八項から第四十項までに規定するところによる。

（昭和四十二年の土地の価格の特例）

10 土地に対して課する昭和四十二年年度分の固定資産税に限り、その課税標準は、第六十一条第一項の規定にかかわらず、法附則第四十一項に規定するところによる。

（読替規定）

11 土地に対して課する昭和四十三年度分または昭和四十四年度分の固定資産税に限り、第六十一条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書及び第六項中「基準年度の価格」とあるのは、「昭和三十九年度に係る賦課期日における価格」と読み替えるものとする。

12 法附則第七十五項、第八十三項、第八十四項、第九十五項又は第九十六項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十一条第八項中「又は第三百四十九条の五」とあるのは「若しくは第三百四十九条の五又は法附則第七十五項、第八十三項、第八十四項、第九十五項、若しくは第九十六項」と読み替えるものとする。

（免税点の適用に関する特例）

13 附則第七項又は第八項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十三条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第七項の規定の適用を受ける宅地等についてはその前年度分の固定資産税の課税標準額に同項の規定により当該宅地等の宅地調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調

整率を乗じて得た額によるものとし、附則第八項の規定の適用を受ける農地については、その昭和三十八年度分の課税標準額によるものとする。

(昭和四十一年度分等の個人の町民税に関する特例)

14 昭和四十一年度から昭和四十六年度までの各年度分の個人の町民税に限り、第三十三条第二項の規定の適用については同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定(昭和三十一年法律第二十六号)第八条の三の規定を除く。」とする。

(昭和四十三年度分の町たばこ消費税に関する特例)

15 昭和四十三年度分の町たばこ消費税に限り、第九十二条第三項の規定の適用については、同項中「製造たばこの本数」とあるのは、「製造たばこの本数に一、〇一三を乗じて得た本数」とする。

16 昭和四十三年度から昭和四十八年度までの六年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条の二第一項に規定する事業所得を有する場合において、第三十六条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたもの及びその時まで提出された第三十六条の三第一項の確定申告書を含む。)に当該事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額(前

年の第三十三条第一項に規定する総所得金額に係る町民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る町民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。

別表第一、第二及び第五を別表のように改める。

度会町税条例の一部を改正する条例、(昭和三十九年度会町条例第十二号)附則を次のように改める。

第七項から第二十項までを削る。

附 則 (施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し昭和四十三年四月一日から施行する。

(町民税に関する規定の適用)

第二条 次項に定めるものを除き、改正後の町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の町民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例別表第五は、昭和四十三年四月一日以後に支払われる第五十三条の二に規定する退職手当等に係る第五十三条の八の規定によって、徴収する税額(以下この項において、「特別徴収税額」という。)又は同日以後に確定する第五十三条の十二第一項の規定によって徴収する税額(以下この項において「普通徴収税額」という。)の算定について適用し、

同日前に支払われた当該退職手当等に係る特別徴収税額又は同日前に確定した普

通徴収税額の算定については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する規定の適用)

第三条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和四十三年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十二年度分までの軽自動車税については、なお、従前の例による。

別表第一町民税の簡易税額表 (省略)

別表第二山林所得に対する町民税の簡易税額表 (省略)

別表第五退職所得に係る町民税の特別徴収税額表 (省略)

